

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年2月 策定

## 1. 現状（平成20年4月1日現在）

区分	平均年齢	職員数	平均給与月額 千円	年収ベース (試算値) 千円
玉川村	56.1歳	1人	—	—
うち調理員	56.1歳	1人	—	—
民間	42.3歳	—	250.4	3,424.4

- (注) 1 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の平成16年～平成18年の3ヵ年平均（福島県のデータ）です。
- 2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースのデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、村については前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 4 給料表については、「単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則」別表第2 技能労務職給料表を適用、諸手当については、一般行政職と同様であり、昇給等の基準については、「職員の初任給・昇格及び昇給等の基準に関する規則」によります。
- 5 個人が特定されるものについては個人情報保護の観点から公表を差し控えています。

## 2. 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

また、職員については、退職不補充とし臨時職員等を活用します。

## 3. 具体的な取組内容

各年度における、人事院及び県人事委員会の勧告等と同等となるよう、適正な給与等への改正を実施します。

平成20年4月現在、技能労務職員（調理員）1名在職していますが、平成23年度末に定年退職を迎えることから、今後は新規の技能労務職員を採用せずに臨時職員等で対応する計画です。

## 4. その他

平成16年4月より給食センター（2ヶ所）調理業務を民間委託で実施しております。また、運転業務等については、村シルバー人材センターを活用しております。